

固定資産税（償却資産）Q&A

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 61ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

24 償却資産って何？

市

Q

私は昨年10月に喫茶店を開業しました。私のような事業者は、償却資産についても固定資産税が課税されるようですが、償却資産とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

A

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業の用に供することができる機械、器具、備品などの有形固定資産を償却資産といいます。

具体例としては次のとおりです。

- 1 門、塀、広告塔などの構築物（家屋として課税されるものは除きます）
- 2 機械及び装置
- 3 車両及び運搬具（自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）が課税されるものは除きます）
- 4 机、椅子、室内装飾品、陳列ケース、電気・ガス機器、医療機器、厨房用品などの器具、備品、工具

このような償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）を記載した申告書を、1月31日までに東部市税事務所法人課償却資産班へ提出していただくことになっています。

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 61ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

25 持っているものすべてが課税の対象になるの？

市

Q

私は洋裁店を経営しており、店には事業用のミシン9台、自宅には家庭用のミシン1台があります。このような場合、すべてのミシンが固定資産税（償却資産）の課税対象になるのでしょうか。

A

固定資産税の課税対象となる償却資産であるためには、その資産が事業の用に供することができる資産でなければなりません。つまり、事業用資産でないと課税されません。

ご質問の場合には、洋裁店で現在事業の用に供されているミシン9台は課税の対象になりますが、ご自宅のミシン1台は家庭用で事業用資産でないため課税の対象になりません。したがって、洋裁店のミシン9台について、毎年1月31日までに申告していただくこととなります。

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 61ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

26 中古で取得した償却資産の耐用年数はどうなるの？

市

Q

私の経営する会社は、別の会社から中古の償却資産を購入しました。このような場合、償却資産の申告に用いる耐用年数欄にはどのように記入すればよいのでしょうか。

A

償却資産の申告にあたっては、種類別明細書に償却資産の耐用年数を必ず記入していただくことになっています。新品の償却資産を取得した場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に記載されている耐用年数（法定耐用年数）を記入していただくこととなります。

中古で取得した償却資産については、法定耐用年数を用いることもできますが、中古の償却資産を取得した以後の使用可能期間を見積もって、それを耐用年数（中古耐用年数）とすることも可能です。つまり、いずれかの耐用年数を選択のうえ、耐用年数欄に記入をしていただくこととなります。なお、見積もりによる中古耐用年数を選択した場合には、種類別明細書の摘要欄にその旨を記入してください。

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 61ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

27 償却資産の申告書が届きましたが、なぜ？

市

Q

私は千葉市内（中央区及び花見川区）でアパート経営をしています。年末に償却資産に関する申告書が届いたのですが、償却資産の申告書はどのような人に対して送られてくるのでしょうか。また、送られてこない人は申告をしなくてもいいのでしょうか。

A

償却資産の申告書は、千葉市内において既に事業を営んでいるか、新規に開業した法人及び個人に対して送付されます。また、申告書が送られてこなくても、事業用資産をお持ちの法人及び個人は、毎年必ず申告していただくこととなります。

千葉市の場合は政令指定都市ですので、1月1日時点で資産が所在する区単位でそれぞれ申告書を作成していただき、1月31日までに申告していただくこととなります。

ご質問の場合は、中央区と花見川区にアパートを所有されているので、中央区分の申告書と花見川区分の申告書をそれぞれ作成していただき、東部市税事務所法人課償却資産班へ提出していただくことになっています。

※申告書の書き方については、同封の「償却資産（固定資産税）申告の手引き」をご覧ください。また、法人課償却資産班までお問い合わせください。